

函館市個人情報の漏えい等に関する公表基準

1 公表の対象

個人情報の漏えい，滅失または毀損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合，または発生したおそれがある場合は，公表を行うものとする。

ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，非公表とすることができるものとする。

- (1) 公表することで個人の生命，身体，財産の安全を侵害するおそれがある場合
- (2) 公表することで捜査および裁判に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 被害者が公表を望まないことを明確に示したときであって，被害者の権利利益の保護の観点から必要と認められる場合
- (4) その他非公表とすることに相当の理由があると認められる場合

2 公表方法

漏えい等事案の公表は，当該事案を所管する部局において，函館市のホームページへの掲載など，事案に応じ適切な方法により行うものとする。

3 公表内容

漏えい等事案の公表内容は，以下を標準とし，事案の性質に応じて所管部局が決定するものとする。

- (1) 概要
- (2) 原因
- (3) 今後の対応
- (4) 再発防止策

4 適用日

この基準は，令和6年5月10日以降に発生または判明した事案について適用する。